

◎議 事 日 程（第4号）

平成22年3月11日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（28名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠 席 議 員（1名）

28番 佐藤勇君

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	副 市 長	山田信行君
教 育 長	五富利清彦君	会 計 管 理 者	伊藤忠俊君
総 務 部 長	水谷洋治君	企 画 部 長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教 育 部 長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上 下 水 道 部 長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福 祉 部 長	加賀和彦君
消 防 長	水野仁司君	保 險 年 金 課 長	石黒貞明君

建設課長 恒川美広君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部秀三
書記 田尾武広

議事課長 伊藤浩幹

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

28番・佐藤勇議員は欠席届が出ておりますので報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

通告順位7番の11番・真野和久議員の質問を許可いたします。

○11番（真野和久君）

皆さん、おはようございます。

それでは、質問通告に従って2点質問を行いますので、よろしく申し上げます。

まず第1点目は、国民健康保険税の減免制度の改善についてであります。

去る3月4日に参議院の予算委員会で日本共産党の小池晃議員が国民健康保険税の国庫負担をふやして保険税の引き下げを求める質問を行いました。その中でも触れられていたんですが、今回政府が初めて我が国の相対的貧困率、いわゆる所得の真ん中の人から比べて2分の1以下の所得の人がどのぐらいいるかというのでありますが、これを発表しました。その中で2007年は15.7%と、この10年来で最悪になっていることを認めました。

OECDなどの統計の中でも、日本はOECD諸国の中で下から2番目というような格差が広がっているということも言われています。雇用破壊による非正規労働者の低賃金などの所得の配分の問題に加えて所得の再分配、いわゆる税金や社会保障の問題、これが、まさに再分配機能を果たしていないということが明らかになったことを指摘しています。そして、国民健康保険会計における国庫負担率が、1984年には50%あったものが、現在25%まで下がっていることを示して、国庫負担の増額で国民健康保険料の値下げを求めました。

国民健康保険の国庫負担の問題は、国の政策の問題が大もとにあるわけですが、だからといって、特に現在の不況の中で大変困っている市民の皆さんに対して市が手をこまねいているわけにはいきません。愛西市民にとっても、愛西市でも所得の1割にもなるような国民健康保険税は大変大きな負担であります。この不況の中で、また高齢者世帯がふえているという中で、徴収率も現年度分で平成19年が94.14%が、20年には93.23%など下がっていったのも現状であります。今、この国民健康保険税の問題に関しては、市の丁寧な対応が非常に求められていると思います。

それで、まず第1点目として、リストラ減免の運用改善であります。

愛西市では失業や、あるいは休業、廃業をした場合に減免の規定を新たにふやしました。し

かし、先日も我が党の永井議員のところに相談が持ちかけられ、失業をしたということで、この減免を受けたいということで市の方に相談を持ちかけたが、あいにく、いわゆる家族経営の中でやられていたために離職票はないということで、なかなか受けられないという問題がありました。市と相談をして何とか減免を受けられるようになったわけではありますが、そういうふうに前提条件を厳しくしたり、あるいはさらに、そもそも対象を失業や休業、廃業に限るといような状況では、現在の支払い困難な市民の方々を広く救うことはできません。やはり規則等を改めて運用の改善を図る必要があると思います。その改善を求めます。

また二つ目として、市民税などを含めたこの基準の統一を求めるものであります。

国民健康保険税だけではなくて、住民税なども含めて、やはり減免制度を生活保護基準をもとにした実態に合ったものに統一していくことが必要だと思います。また、市民にわかりやすく利用しやすい制度へと改善をしていくことが必要ではないでしょうか。ぜひともその改善を求めます。

2点目として、自転車、歩行者の通行の安全をとということであります。

数年前から環境意識の高まりや、またメタボリック症候群対策など健康意識の高まり、そしてさらには昨今のガソリンの高騰などもあってか、自転車ブームとも言われて自転車を利用する人がふえています。自転車人口の増加、そして自転車の性能の向上の一方で、自転車の事故や、特に歩行者との接触事故なども問題化しており、マナーの向上が叫ばれています。そして2008年には、道路交通法が改正されて、自転車が歩道を通行する場合などの規定も明確にするなど、自転車の安全な利用が、今、非常に求められています。

愛西市でも、本当に立派なロードバイクなどもよく見かけるようになりました。そして、もともこの地域では、私たちもそうですが、中学校や高校などの通学や通勤、あるいは買い物などでも自転車は大変よく利用されています。その利用者から車の交通量の多い県道や、あるいは市道でも狭いのにも車のよく通る道路などに対して、歩行者や自転車通行の安全のための歩道の設置や、道路の拡幅の声が上がっています。日本共産党の市政アンケートでも、市内の数ヵ所での自転車や歩行者の通行の安全のための改善を求める声も送られてきています。そういう観点から、以下の3点について質問を行います。

一つは、甚目寺・佐織線などの歩道の確保についてです。

いわゆる県道甚目寺・佐織線、町方交差点、町方新田から町方新田新西馬のあたり、また県道129号線、町方新田西から中切の公民館前など付近の、今、舗装工事が行われておりますが、残念ながら舗装工事だけであって歩道の設置等の改善が行われているわけではありません。この地域についても、これまでも歩道をつけてほしいという声はありました。歩道の設置の検討ができなかったのか、お尋ねいたします。

また以前も質問いたしました、五軒家の東の交差点、つまりハッピーさおりの交差点から東側、新堀川の橋までの歩道の設置についてであります。これについても、もう一度お尋ねしますが歩道の設置はできないのでしょうか。

二つ目として、交通量の多い道路での自転車、歩行者の通行の安全の確保についてであります。

す。

市内の交通量の多い道路での歩道の設置などが必要な場所や、その要望が出されている場所はどのくらいあるのでしょうか。この佐屋地区でも、ヨシヅヤからユーストアの間などについてもそうした声があると聞いています。また愛西市は、今、毎年「安心安全なまちづくり大会」を開催し、交通事故防止などの啓発を行っていますが、自転車や歩行者が安全に通行できる道路整備への市の対策、考えをお尋ねします。

そして3番目として、小・中学校や地域での自転車講習の充実をとということであります。

先ほども申しましたが、自転車の安全な利用のためにはマナーを身につけることが大変重要になっていると思われまます。以前もカーブミラーをつけてほしいというような相談を受けたときに、自転車の交通事故の問題が話題となって、音楽を聞きながら乗っているなどというような指摘もありました。やはりルールやマナーを身につけるには、学校や地域で講習を開催するなど啓発に努めることが大切です。そして皆さんにも、ぜひともお考えをしていただきたいんですが、自転車は基本的に車道が原則であって、歩道が例外であることは御存じでしょうか。よく車を運転していると、なぜ歩道を走らないのかというような声を聞くことがありますが、やはりそうしたドライバーなどの意識も含めた講習、啓発が非常に必要になっていると思います。そうした講習などの実態と、また市としてそうしたものの充実をしていく考えはないのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席の方でお尋ねします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

私の方から、まず第1点目の国保税の減免制度の関係についてお答えをさせていただきます。

まずリストラ減免の関係でございますが、こちらの方につきましては、地方税法の改正によりまして、平成22年4月より、非自発的失業者の国保税の軽減措置が施行される予定でございます。そうしますと、失業時からその翌年度までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定をさせていただくものでございます。なお失業者の世帯に属する他の被保険者の保険税算定につきましては、今までどおり通常の所得を用いて算定をいたします。また、これ以外の65歳以上の方や雇用保険適用外、議員が言われましたような失業者などにつきましては、現行の減免規則に応じて対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、市民税などを含めた制度の統一ということでございますが、これにつきましては、それぞれの税で減免制度を設けてございますが、住民税、固定資産税、軽自動車税につきましては賦課期日で賦課されております。国保税につきましては、御承知のとおり資格の取得、喪失等によりまして保険税が変動いたしますので、現行の国保税の施行規則の減免に応じて対応していきたいと考えておりますので、御理解がいただきたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、自転車、歩行者の通行の安全をと題してお聞きの点についてお答えをさせていただきます。

1点目の甚目寺・佐織線の歩道の関係でございますが、主要地方道津島・南濃線の町方新田交差点から町方新田新西馬交差点までの区間につきましては、平成10年ごろ、当時の町職員が地元へお話をしに参りましたが、土地所有者の同意が得られないために断念をした経緯があると聞いております。

次に、県道一宮・津島線の町方新田西から中切公民館までの区間につきましても、多分20年ぐらい前になろうかと思いますが、県から話があって、これも当時の町職員が地元へお話をしましたところ、はっきりした理由は言われないんですけれども、同意が得られないということから、具体的な検討はされていないということで現在に至っておるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、五軒家東交差点から新堀川橋の区間につきましては、議員も質問趣旨の中で言っておみえになりましたが、19年3月議会の際にも議員の方から御質問があつてお答えをしておろうかと思いますが、交差点の北側について旧佐織町時代に境界等の関係でいろいろあったやに聞いております。愛西市になってからも土地所有者と直接お会いしてお話をさせていただいておりますが、理解が得ることができなかつたというのが実情でございます。また、東側についても建物等があることから難しい状況にあります。南側につきましては、旧佐織町時代に地主さんに交渉した経緯もございますけれども、用地の協力がしていただけないといった状況にあるものでございます。そして、南側の民地境界等においても確認ができないことから、用地の確保は大変難しいという状況でありますので、よろしくお願いをいたします。

それから、自転車、歩行者の通行の安全をという中で要望関係はどうなんだという御質問でございますが、要望の声として私どもの方へ聞いております場所につきましては、県道津島・稲沢線の小津橋付近から諏訪町の津島市境までの関係、県の方へ要望をさせていただいております。それから、県道給父・清洲線の下東川橋の関係、それから塩田交差点から八輪小学校までの幹線道路の関係については、地元の総代さん等からお話がありますので、覚えとしてあるというふうに私どもはっております。

それから、市の対策について御質問でございますけれども、県道関係につきましては、地元要望があれば愛知県の方へ要望は伝えております。また、市道関係につきましては、地権者等の同意を添えていただいて地元要望が提出されれば、予算等の関係もございまして、必要性や効果、将来性等のことを考えて検討させていただくというようなことで進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは私の方からは、地域での自転車の講習の充実をということで交通安全対策面についてお答えをさせていただきます。

平成21年度の関係で御報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

自転車講習という関係につきましては、津島警察署はもちろんのこと、愛西市の交通安全協会の役員の皆様、また市の雇用しております交通指導員によりまして、小学校におきましては講習会を7回、中学校におきましては2回、あと佐織の養護学校の関係につきまして2回、合

わせまして11回、交通機材等を使いまして講習会の実施をさせていただいております。

また、高齢者の関係でございますけれども、高齢者の関係におきましては、津島警察署さんの御協力によりまして、「安全大学」という名称のもとに行っております。この安全大学とは何かと申しますと、高齢者を対象といたしまして交通事故の関係、また犯罪被害の減少をするというような目的のもとに半年間、これ一月に1回ずつでございますけれども、6回教室の開催をいたしまして交通事故の関係とか、あと防犯教室の開催をいたしておるところでございます。なお、交通に関しましては、1回につきましては自動車学校でそのような講習をしております。なお、この安全大学につきましては、平成18年から1回ずつ行ってきておりまして、1講座20名というような中で高齢者向けに対して行っておるわけでございます。

それから、あとそのほかにではございますけれども、教育委員会の御協力を得て、毎年でございますけれども、夏に「交通安全子供自転車愛知県大会」というのが以前から行われておりまして、愛西市におきましては、この大会の方へ20年度から20、21年と参加をいたしておりますし、22年度におきましても参加をしたいというような計画で進めておるわけでございます。いずれにいたしましても、交通事故というのは地域、家庭、職場ということも言われております。お互いに津島警察署さんとの連携を密にとりまして交通安全、交通事故撲滅に向けて努力してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。よろしくお願ひします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは私の方から、小・中学校の自転車の講習会についてということで御報告をさせていただきます。

平成21年度の愛西市における小・中学校の自転車乗車中の交通事故は、小学校5件、中学校1件でございました。残念ながら、平成20年度の小学校2件、中学校1件よりふえておるのが現状でございます。幸いにしてヘルメットをかぶっていたり、スピードが出ていなかったりしたおかげで、いずれも大事には至りませんでした。日ごろから交通安全指導を行ってきておりますが、毎年、各小・中学校が安全指導の一環として交通安全教室の開催をいたしております。自転車の講習会につきましては、先ほど総務部長が御報告をさせていただいたとおりでございますが、ほかに中学生になると通学だけでなく、部活動で自転車を使用いたしますので、1年生を対象に自転車乗車に関する交通安全指導も行っておる中学校もございます。しかし、一瞬の気の緩みから事故は起きますので、安全教室だけでなく日常的な指導をさらに強化し、児童・生徒の安全に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○11番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきます。

まず1点目、国民健康保険税の減免制度の関係であります。今国会の方で法案審議の中で失業者対象という形で、前年度の所得を3割に算定をして減免をするということが、国会で決まれば多分市でもやるというふうだとは思ひますが、とにかく失業した場合は、例えば雇用保険に入っている場合だと、失業保険の雇用保険から当然給付がされるということも実際にあります。逆に言うと、例えば中小企業とか零細な会社とかで就業されている方であれば、なかな

か転職もできないという中で、給料が昨年の半分になったというふうになっても、逆にやめるわけにもいかないし、その中で生活をしていかなければならないと、ある意味、失業給付を受けるよりも所得が低くなってしまう場合というのもやはり現実にあります。当然それは自営業者の方であればそうしたことも当然ありますし、その点でいえば、今の愛西市における減免の規定というのは失業、または休業、あるいは廃業した場合の減免ということになってはいますが、まさに就業して続けていく可能性があるにもかかわらず、失業した方が減免できるとか、あるいは自営業者の方であれば何とか細々と家業を続けながら、それでも景気がよくなるのを待つて何とかしたいと思っている方々に対して休業や、あるいは廃業をしろと言っているようなものに思えます。そういう点で、やはり現在の規定というのは非常に問題があるのではないのでしょうか。特に前回の改定の中でも対象を失業、休業、廃業にということで「等」ということをつけなかったという中で、やはり柔軟な対応はできなくなっていることは大きな問題だというふうに思いますが、その点についての見解はどうですか。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

確かに言われることはわかりますが、それぞれ所得が減ったりとかリストラになった方いろいろ御事情がございます。今でも窓口等で納付相談とかいろいろ相談させていただきまして個々対応させていただいておりますので、そのような格好でお願いがしたいと思っております。

**○11番（真野和久君）**

個別対応で丁寧に対応していると、丁寧に対応しているという点では評価できるかもしれませんが、やはりしっかりとした規定がないとそれは非常に裁量的なものになってしまうというのは問題もあるんじゃないでしょうか。基本的にそうしたものについては、きちっと規定をつくってそれに基づいてやっていく、そしてそれをやはり広く市民のために、できるだけ対象になるような形で整備をしていくことが必要だと思われませんが、その点についてはどうですか。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

これに関しましては、言われるのはごもっともかと思いますが、ほかの市町村等の規則につきましても、このような格好でつくらせていただいているところばかりでございまして、今言いましたように、個々それぞれ事情とかいろんなケースがあると思われまして、その都度窓口におきまして相談をさせていただいて、その中で対応がしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○11番（真野和久君）**

当然減免規定というのは他市町村と比べてもさまざまであります。当然隣の津島市と比べてもやはり規定そのものは全然違うわけでありまして、そういったことを考えれば、やはりより対応できるという形にしていくことが必要だというふうに思います。例えば、これは国保の問題だけじゃなくて、市民税の所得の急減基準についても、愛西市の場合には今現在どうなっているかといえ、所得が急減した場合は、前年度所得が150万円ということになってはいますが、これも確かに住民税については個々の人にかかるわけですが、それでも所得世帯全体として生計者が1人であった場合に、前年度所得が150万円というのは、やはり実態からいって



もかけ離れているというふうに思うわけですが、その点について住民税の方についてはどうでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今議員が申されましたように、市民税については扶養等の条件等もございませんので、単身者から高齢者まで幅広くの対応というような減免制度になっておりますので、そういうようなことで考えておる次第でございます。

○11番（真野和久君）

例えば、津島市でいけば、住民税の減免規定を200万円にしていますよね。当然やはり実態に合わせた形で有効につくっていかなければだめだと思うんですね。それは先ほどの国保と同じで、それぞれの納付相談に応じておりますということは、そういった対応をされていることはいいんですけれども、やはりきちっとした規定をつくっていくということが必要だと思いますが、その点の見解はどうですか。

○総務部長（水谷洋治君）

いずれにいたしましても、この規定に基づきまして運用をしておるわけでございます。そういうような中で、現実に先ほどの国保のお話ではないですけれども、御相談を受ければ親切丁寧に許される規定の範囲内で対応をとる形で対応をさせていただき、またはそれではなければならないと、そのような形を考えておる次第でございます。

○11番（真野和久君）

当然規定そのものは市として決めているわけでありますから、当然市としてその実態に合わなければ、やはりそれを変えていくことは必要だというふうに思います。

今回の、前回はそうだったんですけれども、愛西市の例えばホームページの中でどういうふうにこうした減免規定が書かれているのかというと、減免規定がありますとは書いてあっても、中身はほとんど何も書いてないというのが愛西市のホームページになっています。例えば津島市とか他の市などと、こういう条件の場合に減免できますよということが書いてあるんですが、愛西市はなかなかそれがないんですね。実際見つけようと思っても、なかなか検索かけてもひっかからないというようなところで、そうした点でも、その周知そのものについても、減免の可能性についてあんまり具体的に示されていない。困れば来ていただければいいという考え方もかもしれませんが、やはりそこは、しっかりと、こういう状況だったらこういうふうにできますよということを明確にしていくことが、広い市民の皆さんにとっても重要なことだと、本当に国民健康保険なんかの場合ですと、国保料が払えないからということで、結局その滞納の督促が来た場合に、なかなか行きづらいというような人も多いわけですね。その減免の相談に行きづらいと。そういう視点で、例えばそのまま保険証をもらわずにそのまま過ごしているというような事態にもなっているわけで、実際、そういうことから考えると、やはり市として丁寧な対応をすること次第はいいんですけれども、しっかりとした規定をつくっていくことが必要ではないかと思うんですが、どうですかね、例えば市長か副市長、その辺についてはどうお考えですか。

○副市長（山田信行君）

御指摘の関係でございますが、先ほど来、申し上げておりますように、要はこの地方税法の改正の状況の推移も見ながら、また私どものこの減免規定を持ち合わせておきまして、この減免規定の適用者、21年度の状況を見ますと10件ほどございました。そういったことからしましても、御提案がありましたようにホームページだとか広報紙での周知、そういったものが若干不足しているのかもしれないので、そういった関係につきましては、国保税であれば本算定が8月でございますので、その本算定前の段階で広報紙にでもそういった特集記事を載せまして、こういった関係の趣旨を徹底していきたいと思っております。そういう状況からいって、現段階で規定を見直すような段階ではまだないと、そのように考えております。

○11番（真野和久君）

やっぱり本当に大事なことは、今いろんなところで行政の明確化といいたし、施策そのものをクリアにしていくことが非常に重要になっている中で、ある意味丁寧な対応が求められる場合も当然ありますので、そうしたところはしっかりと明確にやっていくことが大事だし、そういう形で毎回広く相談を受けて対応をしているのであれば、その実態に基づいてやはり規則そのものを変えていくことが大事なことではないかと思うんですが、そこをあいまいにしながらやっていくというのは、やはり愛西市の一番今問題になっているところの一つじゃないかなあと思うんですが、その点の実態をつかんで規則そのものを変えていくという考え方については、どういうふうに思われますか。その辺の必要性についてはどうなんでしょうかね。

○副市長（山田信行君）

こういった関係は、特に生活にお困りの方であれば、それなりに私どもも親切な対応をしておりますが、今後そういった関係については対応をしていきたいと思っております。そういった関係で経済課の分野での相談に応じたり、またその場で生活相談があれば社会福祉課の生活保護の相談だとか、そういった複合的な現在持ち合わせている制度だとか、そういった減免の規定の中で相対的に個々のケースにあわせて親切な対応を今しばらく続け、その上で何らか問題とか課題があれば、そういった点については謙虚に見直していきたいと、そのように考えているところでございます。

○11番（真野和久君）

課題があるから言っているのではなくて、そこはやっぱりしっかりと考えてもらうことが必要だと思います。

もう一つ、国保に関連して国民健康保険の医療費、いわゆる一部負担金の免除の問題の件についてですが、これ新しくつくったわけですが、これについての今までの適用例というのが現在ありますか。

○保険年金課長（石黒貞明君）

実績はございません。

○11番（真野和久君）

これについても全然、なかなかその状況について、確か広報では一度載せておられたとは

思いますけれども、ホームページには全然載ってないですし、やっぱりそういったところでも問題があると。と同時に、やはり減免規定については、いわゆる基準生活費の110%、120%、130%という形でせつかく減免の規定があっても、これは日常的にそういう場合と、それから、その第3条にあるような、例えば休業とか業務の休廃止とか、失業等による場合、そうしたところに限られてしまっているんじゃないかというふうに思うわけですが、これは日常的なところで、もともとの生活実態が生活保護基準の1.1倍から1.3倍の場合には、申請しても受け付けられないのでしょうか。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

ただいまの御質問でございますけれども、前3ヵ月の収入等を私どもの方へ出していただきますので、それに基づいて今の110%の世帯については、一部負担金の免除ということでございます。110%を超え120%については2分の1の免除ということ等、その点で、その場その場で判断させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、また政府の方とも連絡を密にとっておりますので、よろしく願いをいたします。

**○11番（真野和久君）**

これは、前3ヵ月の収入がこういう基準であれば基本的には対応するということで確認してよろしいですか。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

その収入の中にあれば対応させていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

**○11番（真野和久君）**

わかりました。例えば、この国民健康保険の一部負担金の場合にはこういう形で、減免についても生活保護基準に応じてやっているわけですね。先ほどの国民健康保険税について、あるいは住民税についての規定などですと、やはり市民の皆さんの生活実態になかなか合わない部分もあるので、やはり基準としてそうした生活保護基準などを基準にしていくということは非常にわかりやすいと思うんですが、そうした基準の見直しというのはできないもののでしょうか。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

国保に関しましては、先ほどから申し上げておりますけれども、現行制度300万、2分の1ということで、現行制度でやらせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○11番（真野和久君）**

当面、運用がこういうふうな形に決まっているからこういうふうにしていきますということじゃなくて、基本的にこういった基準というものをつくって運用していくことはできるかどうか、可能かどうかについて聞いているんですが、その点はどうですか。例えば住民税も含めて。

**○副市長（山田信行君）**

御指摘のございました関係につきましては、やはり我が愛西市だけがおくれている基準であるとか、そういうことがあれば見直さねばなりませんので、一度周辺市の状況なども改めてき

ちんと把握をいたしまして、内部でよく研究をしたいと思っております。

**○11番（真野和久君）**

ぜひとも、近隣市がどうこうということではなくて、やはり先進的に市民の皆さんに顔を向けた形での実態に合った制度というものを市としてつくっていくことをやっていただきたいというふうに思います。

その次ですが、自転車、歩行者の安全の確保にいきたいと思います。

一つは、先ほど上げました3点については、要請があったときに地元からの同意ができなかったのがだめだったというような話がありましたが、こうしたところというのは、あともう一つは、全体の確保の中で、地元から要請があれば県へやっていくという回答でありましたが、例えば要請があった場合に何度かきちっと話をしていくというような、繰り返し話をしていくというようなことはなされているのか、あるいは市道に関しても何度となくそうした問題に対して対応していくということがやられているのかについて、お尋ねします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

県の方へ要望をした際に、県の方が言われることは、地先でまず地権者の協力を得る旨をお取りまとめくださいというお話がございます。例えば、その実際の要望として、要望書等ありましても歯抜けの状態であるということがわかれば、県としてもそれを取り扱うという形はしないということですので、地先の方で御協力が得られる旨が得られれば、県の方としては対応するというお考えに聞いております。

**○11番（真野和久君）**

例えば、そうすると小津の件に関しては、基本的に地元でまともまっているので、今ずっと県の方であって、もうそろそろ工事が始まるということでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議会の質問の中で、とにかく県に伝えるがまず一步前進ではないかというお話がございましたので、それを真摯に受けて愛知県の方へ伝えたこととございますので、先ほど私が御答弁したこととは意味合いが違いますので、よろしく願いいたします。

**○11番（真野和久君）**

わかりました。

それと市道の問題に関してもですけれども、愛西市として地元の要望があればというふうに言われましたが、市として必要な部分に関して積極的に地元に関わりかけるといったことはもう一切しないということですかね。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

原則論を申し上げて大変申しわけないんですが、確かに市としての計画を立てていって進めることも大事でございます。ただ民法に定めがございます所有権という絶対的な権利がございますので、地権者の同意が得られないものを幾らその計画という形にしても、それは絵にかいたもちと一緒にございますので、私どもとしては、それが計画として描いた場合、木の枝、葉、実、そういったものをつけられるような形に近づけるもの、そういった要素が必要ではないかと

いうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（真野和久君）

ですから結局、計画をして、そしてそれを進めていくために地元と粘り強く交渉をしていくというようなことはやらないのかということです。

○経済建設部長（篠田義房君）

計画は計画を立ててまいりたいというふうには思っております。

○11番（真野和久君）

そういう点でいうと、愛西市の場合は、例えば自転車道とか歩道とかという計画は、どういうふうな現状になっているんですか。

○経済建設部長（篠田義房君）

現在進めておりますところのちょうど旧立田と旧八開の境のところですか、歩道整備ということで道路改良工事を行っておりますが、それが先ほど申し上げたような計画の中での一環の取り組みでございます。よろしく願いします。

○11番（真野和久君）

立田・八開の間、1カ所ということですか。

○経済建設部長（篠田義房君）

ちょっと申しわけございません。私の頭の中に浮かんだのが、その1カ所でしたので一例として御答弁させていただきました。よろしく願いします。

○11番（真野和久君）

愛西市は、最初的时候にも「安心安全なまちづくり大会」で、毎年そういう形の啓発などもしながら、今、非常にそうしたことに取り組んでいく姿勢が高いというふうに思うわけですが、当然愛西市としても、条例で安全なまちづくり条例というのをつくって、その中でも安全なまちづくりを推進するために、良好な生活環境の整備等を促進する必要があると認められたときには、関係機関に対して必要な措置を講ずるように要請をしなければならないに対して、市みずから自分を縛っているわけでありまして、また良好な生活環境の整備等の促進しなければならないという形で、積極的に市がかかわることをある意味宣言しているというわけでありまして、そういう点でいくと、積極的に交通安全上問題がある点がないのかということについて、市としてしっかりとチェックをしていく、またそれをもとに必要な計画を立てて整備をしていくということが必要だというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○経済建設部長（篠田義房君）

議員のおっしゃるとおりでございます。ただ申し上げたいことは、先ほど来、総務部長、教育部長が御答弁させていただいておりますけれども、ハードばかりが、例えば議員がおっしゃったように、歩道をつけて車道と歩道の縁石ブロック等できちっと整備すれば、じゃあ事故は起きないかということ、そうではございません。やはりそのものを、例えば車、自転車そういったものを乗りこなすについて、きちっとしたルールを守っていただくということも大事でございますので、そういった面についても、先ほど来、話が出ております総務部の方のいろんな教室、

それから教育委員会の小・中学校での教室、そういった関係機関と連携をとって安全なまちづくりに邁進してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

**○11番（真野和久君）**

当然ハードだけでいいなんていうことは全然言ってないわけでありまして、その辺は当たり前前のことです。当然講習等の話も質問の中であるわけですから、今質問しているのは、生活環境の整備等をするとということで、市としてある意味宣言文書みたいなものでやっているわけですから、整備についてやはりやっていく必要があるし、その点についての現状、そして今後の考えについて聞いているわけです。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほど来、お答えをさせていただいておりますとおりでございますので、財政の許す範囲で私どもとしては進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

**○11番（真野和久君）**

一度、先ほど1ヵ所かどうかわからないという話でしたが、やはりこの点、特にこうした歩行者、自転車等の安全にかかわるようなところでの整備計画とか、それから今の現状について一度内部で調べて出させていただきたいと思いますが、その点はどうか。

**○建設課長（恒川美広君）**

先ほど、部長の中で整備計画を立てるということを回答いただきました。その中で、またそういうようなことも対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

**○11番（真野和久君）**

わかりました。ぜひともよろしくお願ひします。

次に、先ほどの自転車講習等の話であります。実際にいろいろ話を伺いますと、かなりいろんな場面でやられているということはよくわかりました。ただ、別にどの子が悪いとか、小学生が悪いとか、中学生が悪いということではなくて、一般的に自転車のルールとか、マナーとかというのがやっぱり十分に浸透しているかどうか、別に自転車が悪いだけじゃないですけど、ドライバーも含めてですが、やはり浸透しているかどうかということに関しては、まだまだこれからいろんな課題があるのかなあというふうに思うわけですね。この間、警察庁なんかでも、いろんな地域で、例えば自転車免許証ということをやったりというところもあるわけですが、やっぱりそうした講習をやっていくことに関して、特に先ほどは、高齢者と子供に関してはそうですけれども、一般の市民の方ってなかなかそういうのって、既に僕なんかでもそうですけれども、義務教育を終わるとなかなか触れる機会があまりないというような状況もありますので、そうした点の対応というのは、例えば安全対策課などで検討されるということはないでしょうか。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今の、例えば先ほど申しあげましたように、県の大会に小学生が愛西市の小学生の代表として、津島署管内から津島市と愛西市が出ておってくれるわけでございますけれども、その大会の中にも車の免許証じゃないですけども、法令試験と実務試験もあって大会がなされてお

るわけでございます。それと、あと一般社会人向けですね。高齢者とか小・中学生を除きます一般社会人的なものにつきましては、春・夏・秋・冬の県下一斉に行われます交通安全運動期間中の周知、PR、また街頭指導等を通じまして地域、家庭、職場、先ほども言いましたように、その中からみんなで交通安全対策の啓蒙に取り組んでいくと、そういうような中で努力をしていかなければならないと。先ほども申しましたように、警察が主体となっていただきまして、行政、また地域の交通安全の役員さん方の皆様方それぞれのお力をおかりして、みんなで一丸となってやっていくというのが一番いい姿ではなかろうかなあと。そういう中には、もちろん安全対策課が担当課でございますけれども、みんなでお互いに注意をして行っていく、そういうような市政づくりに努めてまいりたいと、このように考えます。また啓発活動等においても、大いにやらなければならないということは思っておる次第でございます。

#### ○11番（真野和久君）

なかなか市としてそうした企画を組んでということが難しいという事情があるのかもしれませんが、本来であればいろいろと、例えば自転車屋の業者さんとか、あとはクラブさんとか、そうした方々が広く市民向けに講習等をやっていただけるような環境ができてくると本当にいいなあとというふうに思うわけでありますが、ぜひともそうしたことも今後、市として働きかけ等をお願いをしていっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

これで11番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位8番の25番・加藤敏彦議員の質問を許可いたします。

#### ○25番（加藤敏彦君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

私は、平和で安心して暮らせるまちづくりを目指し、一般質問を行ってまいります。

きょうの一般質問は4項目です。

1項目めは、総合支所を維持し、住民サービスの充実を。2項目めは、早く佐織保育園の建てかえを、3項目めは、交通安全対策について。4項目めは、根高や町方地域に公園の設置についてであります。

きょうは、議論を深め正確にしていきたいということで資料を用意させていただきましたので、ごらんいただきたいと思えます。

まず、第1項目めの総合支所を維持し、住民サービスの充実であります。市長は12月22日の全員協議会において、愛西市の庁舎のあり方として庁舎検討委員会の答申を市の基本方針と

し、内部に作業部会を設置して、22年度に基本計画を策定していくと表明されました。

5年前、愛西市が誕生するとき、旧4町村の住民は、住民説明会で市役所窓口業務について説明を受けております。これが資料ですけれども、住民説明会資料8ページですけれども、愛西市の市役所は、現在の佐屋町役場に設けます。また、住民サービスの低下を招かないように、現在の立田村役場、八開村役場及び佐織町役場を分庁舎とし、佐屋にある市江支所、永和支所を出張所とします。なお、各分庁舎においては、総合窓口（総合支所方式）を配置し、住民の意見を十分に反映できるようにします。このように説明され、5年が経過しました。

合併については、佐織地区では住民アンケートの結果は、津島市との合併が第1希望、合併しないが第2希望、そして海部西部4町村の合併は第3希望だったと思います。合併について住民投票で決めてほしいという住民の大きな要求がありましたが、実現しませんでした。合併について住民に大きな不満があってもやってこれたのは、愛西市の合併がサービスは高く、負担は低くの立場で、住民サービスについても低下を招かないよう、佐織の役場を残し、総合支所として窓口業務をやってきたからではないでしょうか。

今回出されました庁舎検討委員会の答申は、庁舎のあり方は基本的に大きく変える内容になっています。基本方針として4点決定いたしております。一つ目は、庁舎は統合する。二つ目は、出張所が4ヵ所以内に設置する。3点目は、統合庁舎の場所は現在の市役所の位置とする。4点目は、統合庁舎は本庁舎を利用し、増改築で行うと。この基本方針は、維持管理費の無駄をなくす、市民サービスを低下させないの基本事項を踏まえていると言いながら、住民サービスについては大きな問題を持っていると思います。その問題とは、総合支所を廃止し、出張所にするという事です。

昨日の永井議員の一般質問で、市長は総合支所を廃止するわけではないというような答弁をされておりますが、庁舎検討委員会の基本方針は、2点目として、出張所は4ヵ所以内に設置すると明確に、「出張所」という言葉を使っています。庁舎検討委員会では、支所と出張所についての業務の違いについて説明しております。

資料の2枚目ではありますが、これは広報あいさい、去年の10月号6ページであります。愛西市に庁舎検討委員会第12回、13回の報告がされておりますが、この2段目に支所と出張所として、支所は市内の特定区域に限り、主として市町村の事務全体にわたって事務をつかさどる事務所、出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくても済む程度の事務を処理するために設置する、いわゆる市役所または村役場の窓口の延長であると説明しております。総合支所が出張所になれば、窓口業務の低下、住民サービスの低下は避けられません。昨日、永井議員が、相談、申請、交付などのすべてが行えるワンストップサービスについて質問しましたが、出張所ではそれはできないということではありませんか。

愛西市の佐屋地区では二つの出張所がありますが、総合支所の窓口業務43項目に対し、永和出張所では10項目、市江出張所では11項目の業務しか行われておりません。広報の説明でも介護保険にかかわる手続など、出張所では行わない業務があると説明しております。もし総合支所が出張所になれば、住民にとっては大変大きな問題となります。佐織の庁舎で用件が済まな



ければ、佐屋の市役所まで行くことになります。車に乗れる方ならば15分あれば市役所まで行くことができますが、車に乗れない方、自転車に乗れない方、交通弱者と言われる方にとっては重大な問題です。自転車なら30分以上かかって市役所まで行かなければならない。巡回バスなら1日がかかりも覚悟しなければなりません。住民にとって支所が設置されるのか、出張所が設置されるのかは重大な問題であります。市長が住民サービスを低下させないと考えるなら、庁舎検討委員会の基本方針の見直しが必要であると考えますが、いかがですか。

さらに、住民サービスの充実については、昨年から廃止された期日前投票所、ぜひ復活をしていただきたいと思います。住民からも期日前投票を佐織の庁舎でできるようにしてほしいという声を今も聞きます。昨年も一般質問で取り上げましたが、これは住民の投票権を守る上でも、住民サービスを充実する上でもぜひ復活していただきたいと思います。強く要望いたします。

次に、庁舎の問題では、現在の庁舎、建物を残すのかどうかについてお尋ねをいたします。

資料の3枚目ですが、これは愛西市検討委員会報告書の13ページであります。8として、現庁舎の取り扱い、統合庁舎とすると結論づけた経緯の中で、4庁舎の維持管理経費の無駄や今後の修繕費、耐震化費用が多額に見込まれているとされていることを踏まえて、本庁以外の庁舎について検討した。委員からは、耐震基準を満たしている八開庁舎は、他の目的で利用し、立田庁舎、佐織庁舎を売却する。佐織庁舎は、公民館の駐車場として利用できる。また、立田庁舎は土地改良区が利用しているからそのまま残す。取り壊しも費用がかかる。立田庁舎は売却もできないなどの意見も出されました。委員会として結論までに至らなかったため、各委員の意見を付す形での報告をすると述べています。現庁舎の取り扱いについては、市長も、八開庁舎については歴史民俗資料館にしたらとの発言もありましたが、佐織や立田の庁舎は残されるのかどうか、お尋ねをいたします。

また、出張所は4ヵ所以内に設置する、この場所について具体的にどこか、現在の庁舎に置く考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

さらに、合併のときの分庁方式、総合支所方式、これを大きく変える今回の庁舎検討委員会の答申については、住民にとっては大きな問題であります。やはり住民投票条例を設置し、住民の意思を問うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、第2項目め、早く佐織保育園の建てかえをについてお尋ねをいたします。

公立保育園の耐震診断が行われ、その結果と佐織保育園について建てかえをすべきと考えますが、市の考えはどうかということでもあります。

佐織保育園については、補正予算の審議で公立保育園の園舎耐震補強事業について、福祉部長より、耐震基準を満たしていないので、外部補強としてウッドピタを21ヵ所、保育室の6ヵ所に構造補強を合板で行うことが説明され、建てかえについては、昭和45年に建てられ、建てかえの必要性は認識している。まだ場所などを検討しているが、時間がかかるので耐震補強で対応していくという答弁でした。佐織保育園の建てかえについて、耐震補強工事を行ったのでしばらくこのままでということにならないように、積極的に進めてほしいと考えますが、市の

考えについてお尋ねをいたします。

市長は、今、基盤整備のため、合併特例債を使ってと表明されておりますが、佐織保育園の建てかえを合併特例債を使って行う考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

次に、3項目めとして、交通安全対策についてお尋ねをいたします。

日本共産党愛西市議会が昨年行った市政アンケートに寄せられた住民要望について、市の考えをお尋ねいたします。

一つは、この交通安全問題です。諏訪の佐織公民館西の橋のところに信号を一刻も早く取りつけてもらいたい。子供の通学路になっており、見通しが悪く、いつも大変危険だなあと感じます。それから、声の二つ目として、佐織公民館の西側に南北に抜ける道は交通量はふえたものの歩道が整備されずに危険という声です。佐織庁舎の西側の県道は、藤浪駅西の道路が整備され、津島市へ抜けるようになってから交通量がふえていると思います。子供や住民の安全を確保するためにも安全対策が必要と思いますが、市の考えについてお尋ねをいたします。

次に、4項目めとして、根高や町方地域に公園の設置をについてお尋ねいたします。

これも日本共産党愛西市議会が昨年行った市政アンケートに寄せられた住民の声ですが、根高町には公園がないと思います。ここ一、二年にできた住宅地にはつくられますが、気軽に散歩に出て少し遊べる場所が欲しいです。公園の数が少な過ぎると思っています。家の付近は交通量が多く、子供を安心して遊ばせることができません。よく最近の子供は外で遊ばないと言われますが、子供が外で遊べる場所がなくなってしまったというのも理由ではないでしょうか。こういう声が寄せられました。

公園の要望が多いのは、最近、住宅がふえている地域、またはミニ開発で公園が設置されない地域だと思います。根高や、また町方地域の公園を設置してほしいという住民の声に、前向きに対応していただきたいと思います。市の考えをお尋ねいたします。

以上、4項目、壇上より質問いたしました。あとは自席で質問させていただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず庁舎の問題について私の方から全般お答えをさせていただきたいと思います。

まず、大きく4点御質問いただいたというふうに理解をさせていただきました。

まず答申の基本方針の見直しについてでございますが、議員の方からこの答申の基本方針を見直しできないかという御質問でございますけれども、昨年来、この庁舎の関係につきましてはいろいろ御質問をいただいております。一貫して、議員の方からも先ほどお話がございましたように、私ども市といたしましては、庁舎検討委員会から渡されました基本方針四つを当然尊重した中で今後も進めてまいりたいという考え方に変わりはありません。

そして、二つ目の庁舎の建物を残すかどうかという御質問でございますけれども、当然、一応後段には出張所を四つ以内というものの整理、当然これは図っていく前提でお答えをしますが、既存の庁舎の有効活用をどうするかという点では、当然これは基本計画とあわせて、その中に盛り込むかどうかというのは今後詰めていかなければなりませんけれども、当然既存庁舎の建物、要は財産、土地も含めて、その有効活用をどうしていくかということについて

は、基本計画を策定していく中で並行して市の方針というものを、方向づけというものを出し  
ていきたいなあというような考え方で現時点ではおります。具体的に庁舎をこういったものに  
使う、あるいは多用途に使う、例えばこの庁舎は売却する、そういった具体的なものというの  
は現時点では持ち合わせておりませんので、先ほど言いましたように、それも含めた中で今後  
整理をしていきたいというふうに考えております。

それから、出張所の場所はどうかという御質問でございますけれども、きょう現在ここで  
という具体的な場所については申し上げることができません。これも今後基本計画を進めてい  
く中で、この出張所四つ以内の配置の問題というのは、当然大きな課題になっていきますので、  
人口、いろいろな地域の状況等を踏まえた中で、あるいは既存の施設、そういった有効活用的  
なものをできないかという視点も含めて今後詰めていきたいというふうに考えております。

それから、住民投票条例の関係でございますけれども、以前にも住民投票条例の関係はいろ  
いろ御質問いただきました。アンケートについてもそうでございますけれども、今、私ども担  
当の方としては制定をする考えは持ち合わせておりません。よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

佐織保育園の建てかえの問題でございます。

耐震補強をすることによって、それでいいのではないかなというようなことになりはしないか  
という、そういった危惧をされた御質問かというふうに思っております。

今回、補強をさせていただきますのは、先日もお話をさせていただきましたように、目標の  
評点1.0に満たないという状況がございまして、今回耐震補強させていただくものでございま  
すが、これはあくまでも補強でございまして、改築等までは至っていないわけでございませ  
ぬので、やはり今後建てかえをどうするかという問題は残るということで考えております。

それから、合併特例債の関係でございますが、合併特例債を使うかどうかという御質問で  
ございましたが、合併特例債を使う使わないということもあろうかと思いますが、まず合併特  
例債の対象になるかどうかということが問題になるのではないかなあと。合併特例債につきま  
しては、旧町村の合併による不均衡が生じた場合に、それに対応するための対応策というこ  
とでございまして、園舎の改築についてこちらの方が対象になるということはちょっと考えに  
くいのではないかなあとということで思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは交通安全対策についてとお尋ねの件についてお答えをさせてい  
たきます。

佐織公民館の西側の橋の交差点について御質問でございましたが、この交差点は、市役所、  
佐織庁舎西側の信号交差点から約50メートルほどとかなり近い距離にあり、信号機については  
非常に難しいということでした。警察の方にお伺いをしたところ、先ほどお答えしたような状  
況でございました。

また、市の対策について、こちらもお尋ねでございますが、現在、西側から来る車は一時停  
止の規制がされております。通常のとまれ標識とオーバーハングのとまれ標識も設置がしてご

ございます。そして、南から来る車が確認できますようにカーブミラーも設置してございますので、市として考えられる対策としてはとらせていただいているというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次の根高や町方地域における公園の設置の関係についてのお尋ねでございますが、私どもの方、都市計画課の都市計画公園の立場からまずお答えをさせていただきますと、都市計画公園についての公園の設置については考えておりませんので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、公園の関係につきまして、ちびっ子広場、児童遊園の管轄をしておる立場から御答弁をさせていただきますが、まず現状でございますが、町方町には現在七つのちびっ子広場があるわけでございます。根高町には現在ない状況でございます。

今後の公園の件でございますが、御承知のように、私どもも今借地等で進めている場合には無償というようなこともございまして、そういった条件等がありますが、それでも用地を貸していただけるというような方がお見えでしたら、場所等の問題とか、いろんなその他の諸条件等もありますが、一度検討はさせていただく準備はありますが、そういった諸条件の問題がクリアできるかどうかということだと思います。よろしく願いいたします。

#### ○25番（加藤敏彦君）

では、再質問を行ってまいります。

庁舎の問題ですが、質問の中でもやはり住民サービスの低下を招くか招かないかということが一番大きな問題で、やはり現在の総合支所が出張所になれば、住民サービスの低下は避けられないと思います。やはり庁舎検討委員会の答申の中では、庁舎を統合するから現在の総合支所ではなく出張所にするんだと。やはりマイナスの見返え、そういう考え方が示されておりますが、今、広報の資料も説明しましたけれども、やはり支所と出張所は仕事が違うというふうに思うんですが、きのうの永井議員の議論の中でも、そこら辺が明確になかったように思うんですけれども、それを一つ確認したいんですね。出張所はやはり地域を限定した市役所なんだと。出張所は役所の窓口の一部なんだというふうに説明されておりますが、そういうことで庁舎検討委員会は議論されてきていると思いますが、間違いありませんでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

支所と出張所の定義づけの関係だと思いますけれども、これは合併時も当然支所とはどういうもんだと、出張所とはどういうもんだという用語の整理をした中で合併に臨んだと。当然ながら検討委員会の一つの検討の内容、審議の過程においても、支所とはどういうもんだ、出張所とはどういうもんだ。当然、現状の支所の業務、それから出張所の業務というものを皆さん方に資料を提示した中で整理し、審議をしていただいたのが今回の一つの答申の結果というふうにとらえておりますので、おっしゃるとおりでございます。

#### ○25番（加藤敏彦君）

市長にお尋ねいたします。

庁舎検討委員会は、庁舎を統合すると、佐屋の市役所に持ってくると、同時に残ったところ

には4カ所出張所を置くと。例えば、検討委員会の答申、報告を読みますと、出張所でいけば市江と永和があるけれども、市江を廃止していくような内容になっているのと、あと現在三つある分庁舎については、どこになるかは今はまだ結論は出ていないけれども、出張所を設けるということですので、例えば佐織でいけば佐織の総合支所が廃止され、出張所が佐織地区のどこかに置かれるという結論になってくると思いますが、そうするとやはり合併のときの住民説明で行った分庁方式（総合支所方式）というのがなくなり、住民サービスの低下になると考えますが、市長の認識を確認したいと思います。住民サービスの低下が出てくるというふうに私は思いますが、それでよろしいですか。

**○市長（八木忠男君）**

きのうもお答えをしましたけれども、出張所という中身、あるいは支所という中身は、この文言では、実際、中身についてはいろんなことが検討できると思うんです。ですから、住民サービスの低下しない方向に進めなくてはいけないということは当然でありますけれども、例えば稲沢市さん、平和、祖父江というふうでありますし、田原さんもそうですし、清須さんも同じような考え方の中で進められるというふうなこともお聞きをしておりますので、そうした状況も十分精査して進めてまいりたいと思います。

**○25番（加藤敏彦君）**

市長は、住民サービスが低下するというふうに言われなかったけれども、やはりそれをカバーする努力もあるんじゃないかというふうに今答弁されたと思います。だけれども、やはり企画部長が言われたように、支所と出張所は権限が違うんだと。やはり支所というものを置いて、初めて市役所と同等の仕事ができると。だから、例えば今現実に総合支所では43項目、出張所は約10項目の窓口業務を行っているわけですけど、じゃあ出張所になった場合に43項目の業務を行う考えがあるかないかといえば疑問があると思いますので、その点でそういう可能性も含めて出張所の中身を検討していくのか、また決裁権限を持たせるような形で検討していくのか、そういう可能性があるのかどうか、部長、お願いします。

**○企画部長（石原 光君）**

議員の方から今お話がございましたように、検討委員会の報告書の中をごらんいただいておりますけれども、当然、検討委員会の一つの附帯意見として、議員のおっしゃられましたように、出張所の取り扱い業務においては、やはり現在の出張所業務と現在の支所業務の中間業務を考えて、住民サービスが低下しないよう配慮した形で設置要望すると。当然ながら、先ほど私が支所と出張所の一つの区分けの中で検討委員会としては整理をしていただきましたよと。それを踏まえた中で今おっしゃったように、当然サービスという部分の視点で整理をしていただいております。ですから、私どもも、当然、今きちんと支所と出張所の業務が分かれておりますけれども、以前にも私申し上げたと思うんですが、それをミックスした中で、サービスが低下しないような業務内容プラス職員の配置をどこまでやるんだと。電算関係ですね、窓口でできるサービスを少なくとも低下させないような業務内容をこれからやっぱり詰めていかなければならないだろうと。だから、今おっしゃったような権限的なものも当然踏まえた中

で、今の答申の内容にあるような業務内容というものをやっぱり確立していく必要があると。これは、当然そういう視点で今後整理をしていく形になろうかなあというふうに思っています。

#### ○25番（加藤敏彦君）

一つ心配というか怖い点は、庁舎検討委員会の答申は、出張所は4ヵ所以内とするということで、「出張所」という言葉を使っているということですね。検討委員会の中では、やはり支所じゃないよ、出張所なんだよということを確認して、規模の縮小、サービスの縮小という前提で答申をされているということで、やはり行政の中で検討されても、今の総合支所と同等、またはそれ以上のものは提案できないという枠がこれで示されていると思いますので、それはやはり住民にとってはサービスの一定の低下ということが出てくるということでは、私は答申の基本方針とするということに対しては納得できませんし、やはり支所というものを設置するという形で見直しをしていただきたいことをはっきり述べておきます。

それから、出張所の位置についてはまだ答えが出ていないということですね。

それから、現庁舎の取り扱いについて、佐織の庁舎、立田の庁舎、八開の庁舎という三つが現庁舎としてあるわけですが、やはりそれぞれの地区の人たちは対等合併で愛西市になったと。自分のところの庁舎はちゃんと残して、そこでちゃんと住民サービスをやってほしいというのが自然な気持ちであるし、当然な気持ちだと思います。やはりその立場でそういうことも求めた検討委員会の中の議論では、現在の庁舎の状況の中での検討もありましたが、それはやはり採用はされませんでした。やはり本庁舎に統合していくということが採用され、出張所になっておりますけれども、特に八開庁舎については新しいということで耐震基準が満たされており、市長もやはりその中に歴史民俗資料館とかそういうことをイメージとして持っておられることが答弁ありましたけれども、心配なのはやはり庁舎を維持するために耐震補強しなければ維持できない。立田の場合は全面的でありますし、佐織の場合は増築した部分は耐震基準を一定は満たしたけれども、最初の部分は満たしていないという点ではやはり経費がかかるということですので、この有効活用をどうしていくのか、基本計画を策定していくんですけども、やはり経費がかかる庁舎については処分される可能性が十分あると思うんですけども、そこら辺の考え方ですね。やはり今回の庁舎検討委員会というのは経費節減と、それから住民サービスの二つの物差しで検討され、経費節減の立場で一本化していくということが出されておりますので、やはり維持管理費がかかる問題についてはかからない方向ということが示されていると思いますが、そういう点ではそういう可能性が立田にしても佐織にしても、この庁舎が処分されていく可能性は持っていると思いますが、どうでしょうか、可能性については。

#### ○企画部長（石原 光君）

議員がおっしゃられましたように、当然経費という部分、耐震補強をもしやれば経費がかかるわけでありまして、いろいろ私が先ほど申し上げました有効活用の中の選択肢の一つだというふうに考えております。

#### ○25番（加藤敏彦君）

今企画部長が言われたように、有効活用の中には処分というものも含めた有効活用というこ

とがあるんだということを確認させていただきます。そういう有効活用を排除して進めていた  
だきたいというのは希望ですね。

それから、やはり一番困るのは、現在、佐屋地区にあります出張所の窓口業務を一定充実し  
ても、やはり市役所に来なければ手続ができない、用件を済ますことができない状況が生まれ  
た場合に、佐屋地区の人たちは地元ですのでこれまでどおりでありますけれども、佐織、立田、  
八開地区の人たちにとってはやはり来なければいけないと。昨年廃止された期日前投票ではあ  
りませんけれども、投票をしようと思ったら佐屋まで来なければ投票することができないとい  
うことが、今度は日常的に起こり得るようになってくると思うんですね。そういうことが本当  
に住民にとって毎日普通の問題として、住民サービスの低下の問題として出てくるわけであり  
ますが、これをどうやって避けていくかという点では、やはり結論的には出張所じゃなくて支  
所として位置づけること以外に解決はないと思います。そういう点で住民に不便をかけていく  
という問題について、やはりこれまでどおりではないという問題について、市長の考えを伺い  
たいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

いろんな御意見をきのうもいただいておりますし、これからもいただくと思うんであります。  
プロジェクトチームのお話もしましたし、今後、御意見を承りながら本市としての基本的な計  
画を作成してまいりたいと思っております。

#### ○25番（加藤敏彦君）

こういう答申が出されて、新年度に基本計画が作成される中で、住民がやはり一番何を心配  
されるかということについては、私たちも積極的に住民の声を聞き、市に届けるようにしなけ  
ればいけないと思います。そして住民が一番願っている声、やはり現在の総合支所を維持して  
ほしいと、そのこともしっかり届けていきたいと思っております。

それから、住民投票で行って決めてほしいと。先日も中日新聞に自治基本条例を検討する状  
況について、尾張地区の記事が載りましたけれども、やはり市民が主人公の市政をつくって  
いく上で、そしてこういう新しいまちづくりの中でいろんな課題やいろんな変更がある中で、市  
と議会だけで決めるのではなくて、主人公である市民の意思を確認して進めるということが愛  
西市にとっては課題だと思っております。そういう点では、まず住民投票条例を制定して、こう  
いう問題について確認をして、それで進む。そして、そこで反対が多数ならばもう一度見直しを  
していく、こういう手続が今本当に求められていると思っておりますが、なぜ市民の意思を確認し  
ていけないのか。庁舎検討委員会は市民の代表だから市民の声だという形で、かなり拡大した説  
明だと思っておりますが、基本であるのは税金を納めている市民でありますので、そして選挙権を持  
っている市民でありますので、そういう市民の意思をきちんと確認する民主的な愛西市をつく  
っていただきたいと思っておりますが、市長の考えを伺いたいと思っております。

#### ○副市長（山田信行君）

そういった御意見もあるかもしれませんが、既に答申書の中にも、この検討委員の皆さん方  
20名ではございますけれども、市民の各層、男女いろんな意見が反映できるような構成になっ

ておりますので、私どもはその検討委員会の答申を尊重していく姿勢に変わりはありません。

また、ちょっと若干つけ加えさせていただきますけれども、私は冷たいようなことを言うかもしれませんが、期日前投票所の関係も4カ所が1カ所になってというようなことで、だんだん地域の皆さん方にとっては不便になっているかもしれません。しかし、この期日前投票制度というのは、投票日に投票に出かけられない方の例外的救済措置だと思っておりますので、例外的扱いを原則論的にいろいろと引用されるのはどうかと思います。私ども、今後出張所体制になったといたしましても、今の2人体制の出張所で行っている十数項目の仕事しかやらないという考えでは毛頭ございません。この出張所の定義でございますように、市役所に出かけなくても済むような仕事をなるべく多くこの出張所でこなしていきたいという、そういう前提で今後基本計画を充実した内容でつくってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○25番（加藤敏彦君）

庁舎の問題についてはここでとめますが、次に佐織保育園の建てかえについて。

質問の中で、耐震補強工事をしたので建てかえについては先送りされるのではないかという心配については、部長はそのように考えていないということですので少し安心をいたしました。改修にするのか、建てかえにするのかという点では、やはり建てかえの方向で検討していただくということですが、今、建てかえを進める上で土地の確保が第一の課題みたいに説明をされておりますが、建てかえを進めていく上で今必要なことは何でしょうか、確認をしていきたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

かねて説明をさせていただきましたように、利用者等につきましては、他の園に比べまして横ばい状況ということになっておりまして、やはりそれは立地条件が駅に近いですとか、住宅の密集地に近いですとか、そういったところがあるかと思っておりますので、そういったものも維持できるような土地がやはりいいのかなあというふうには考えております。以上でございます。

○25番（加藤敏彦君）

佐織保育園の建てかえについては土地の確保の問題が一番大きくて、それがクリアできれば進む条件を持っているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

今までも申し上げていますように築40年でございますし、過去に修繕はいたしましたけれども、シロアリ等の問題も皆様方に補正等をお願いしたという経緯もございますし、そういったことで建てかえに向けて何とかしていきたいということは今も変わっておりません。

○25番（加藤敏彦君）

市長に佐織保育園の建てかえについての考えを伺いたいと思えますが、お願いします。

○市長（八木忠男君）

福祉部長が申しあげましたとおりでございます。

○25番（加藤敏彦君）



建てかえに向けて積極的な努力をお願いしたいと思います。

それから、3点目の交通安全対策であります。経済建設部長より現状について、住民からの要望、交差点へ信号機を設置してほしいということに対しては、現状でいくと難しいということと、標識や停止線があるので現状でということですが、やはり現状でこういう危険性を感じるんですけれども、例えば横断歩道とか、押しボタン信号とか、そういうものを設置してほしいなあというのは住民の気持ちからは当然出てくることだと思いますけれども、そういう点についての検討はいかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほども1回目の御答弁で申し上げましたが、私も津島警察の公安の方まで実際に足を運びました結果、先ほどもお答えをしたような形ですので、今後、横断歩道との関係というお話もございましたが、一遍状況は見てみたい、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○25番（加藤敏彦君）**

やはり危険なところは安全対策を強化して、危険を少しでも減らすという方向で可能なことは努力をしていただきたいと思います。通学路ならばやっぱり横断歩道という問題もぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、4項目めの根高、町方地域の公園の設置であります。都市計画公園については考えていないということが部長の答弁であります。おととの議案の質疑の中でも、新栄の公園については都市計画公園ができたということで、そちらで遊ぶようになって廃止ということが提案されておりますが、やはり地域にそういう都市計画公園が整備されることは大変子供たちにとっても望まれることでありますので、この都市計画公園というのは区画整理が行われなとなかなか設置しにくいものであります。ぜひ都市計画公園について考えはないんですけれども、考えをやっぱり持つようにしていただきたいと思いますが、まずその点をお尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

御意見として承ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**○25番（加藤敏彦君）**

福祉部長の方から、ちびっ子広場について、町方町については7カ所あるけれども、根高町についてはないということですが、やはりそういう小さな公園もないということが日本共産党のアンケートに対しても、根高に公園をという声が出てきている背景にあると思います。そういう点で今のところ、市としては土地の提供があれば整備していくけれども、土地の提供がなければ現状のままということですが、ここで都市計画公園については今考えていないと。ちびっ子広場は土地の無償提供があれば整備していくと。この真ん中がないんですけれどね。本当に公園のないところに公園をどうやってつくっていくかという点では、土地の問題になりますけれども、そこら辺をぜひ、全く公園がないところに公園を早く一つ、二つでもつくっていくという点では検討をしていただきたいんですけれども、これは市長にお尋ねを

いたしますが、全く公園のないところへ公園を設置してほしいという、特に土地の問題で、今は市としては無償提供を条件に整備するということですが、それを一歩進めていただくことが公園を整備していく上でも大きな力になっていくと思いますけれども、市長の前向きな答弁をいただきたいんですけれども。

#### ○市長（八木忠男君）

根高公園の件は以前も御質問があったような記憶をしております。そのときもお答えしたかは定かではありませんけれども、根高の公民館の南側に184平米ほどの空き地といますか、ボールをけったりできるような場所、そして憩いの家のゲートボールをしておっていただきます。あんなところもありますので、そうしたところをまず有効利用していただけたらと思っております。

#### ○25番（加藤敏彦君）

現在あるところで有効活用をということですが、根高地区は住宅がどんどんふえる中で、住宅前の道路が子供たちの遊び場になって、車が通らなければいいわけですが、やはり車が通ったときに飛び出しなんかで事故が起きるといこともあると思いますので、やはりこういう公園の要望、心配のない安全を確保された遊び場の要望がありますので、現状の中でということですが、やはりそこは一歩進んで土地の確保についても、市としても積極的に対応していただきたいと思いますが、これは何部が、都市計画公園だと経済建設、ちびっ子広場だと福祉部ですわね。積極的に対応していただきたいと思いますが、答弁をどちらかでもお願いしたいと思えます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員質問趣旨の中でも区画整理等がされないとなかなかというお言葉がございましたが、都市公園ということになりますと、いわゆる基幹公園として街区の公園、市として市街化区域等の中で利用するということが主な目的になってまいりますし、例えば1カ所当たり2,500平米以上の用地が必要といったいろんな諸規定がございます。今、現状を見せていただく状況で私なりに申し上げれば、その辺の状況をクリアするというのは大変難しいのではないかなあという意味合いから、都市計画公園ということについては、大変申しわけないんですが考えておりませんというふうに御答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほどお答えをさせていただきましたように、土地の提供があり、諸条件をクリアすればというようなこととお話をさせていただきました。私どもも各地でつくってきおるわけですが、やはり地主さんの意思ももちろん大切でございますが、地域の中での合意もぜひお願いをしたいなということは思うところでございます。例えば、時々ではありますけれども、公園で子供さんが遊ぶ声がうるさいので撤去していただけんかとかという言葉ですとか、それから、必要があつてつくるわけですが、あそこは全然遊んでいないんじゃないかという声もあります。それから、今、地元でお願いするというようなことで進めておりますので、維持管理の問題もでございます。いろいろそういったこともございますので、末永く地元でかわいが

っていただける公園ということにしていきたいと私どもは思っておりますので、そういった地域内での合意もぜひお願いをして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○25番（加藤敏彦君）

きょうは4項目について質問させていただきましたが、特に庁舎の問題、本庁に統合する、そして現在の総合支所は出張所にしていくということは、住民にとっては重大な問題でありますので、住民サービスの低下をするおそれをはっきりしてまいりましたが、やはりこの問題については引き続き市に対しては住民サービスを低下させない方向での検討を求めて努力していきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで25番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月23日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで副市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○副市長（山田信行君）

それでは、昨日の中日新聞夕刊に載りました「愛西市10計画策定せず」という記事の関係につきまして、経緯を説明させていただきたいと存じます。

実は、この関係は、議案質問日の3月9日に皆さん方に冒頭でこういった3枚の計画等の策定状況というものを配付させていただきました。これを配付するに当たりまして、中日新聞さんの方から取材がありまして、昨日の夕刊に掲載をされたわけでございますけれども、このリストをつくってきた経緯といいますのは、12月議会で合併後の市の計画策定状況はどうなっているかというような御指摘を踏まえまして、私ども現況を把握し、このリストにまとめたものでございまして、去る9日の朝、企画部長からその概要については簡単に御説明をしたところでございます。そういうことで、今、私ども法的根拠にあるようなもので、未策定の計画がこのリストの中に網羅してありますように10の計画がございます。その中の一つには、昨日、小沢議員から御質問もありましたように、子供読書活動推進計画、こういったものも含まれておりますので、早速、私ども着手できるような段取りを内部でいたしまして、場合によっては委託しなければならないような計画につきましては、また追って議会へ予算措置などをお願いをしてまいりますが、できるものは早急に内部で検討し、手をつけていきたいと、そういう姿勢でございますので、よろしくお願いいたします。説明にかえさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

本日はこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時55分 散会